

北海道告示第 10960 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成 29 年 4 月 28 日までに北海道空知総合振興局商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成 28 年 12 月 28 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター美唄店
美唄市東 5 条北 5 丁目 1453 番地 157 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 美唄市東 5 条北 5 丁目商業施設
美唄市東 5 条北 5 丁目 1453 番地 157 ほか

(変更後) コメリホームセンター美唄店
美唄市東 5 条北 5 丁目 1453 番地 157 ほか

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1

(変更後) 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1
株式会社セコマ 代表取締役 丸谷 智保
札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 421 番地

(4) 変更の年月日

平成 28 年 11 月 18 日

(5) 変更する理由

上記 1 (3) ア 取締役会の決議により名称を変更したため
上記 1 (3) イ テナントの確定により届出事項を変更したため

2 届出年月日

平成 28 年 12 月 8 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 12 月 28 日（水）から平成 29 年 4 月 28 日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、平成 28 年 12 月 29 日、同月 30 日及び平成 29 年 1 月 3 日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで